

## 多文化共生のまち福島推進検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 地域における国際化の促進のみならず、外国人との共生社会実現を包括的に推進するための基本指針の策定を検討するため、多文化共生のまち福島推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 多文化共生のまち福島を実現し、推進するための基本指針の策定に関すること。
- (2) 外国人住民の受入れに係る生活ガイドの改訂に関すること。
- (3) その他外国人受入れ施策の検討にあたり必要とされる情報の共有に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 外国人との共生社会の実現に資する団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民・文化スポーツ部定住交流課において処理し、関係各課と共同で処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年11月28日から施行する。

(別添)

多文化共生のまち福島推進検討委員会 委員名簿

No.	役職	氏名	性別	所属	所属内 役職	分野
1		中川 祐治	男	福島大学 人間発達文化 学類	准教授	学識経験 (日本語教育)
2		佐藤 美奈子	女	福島市国際交流協会/ 福島商工会議所女性会	副会長	関係団体 /経済
3		大宮 由美	女	ハローワーク福島	雇用 指導官	労働
4		クームズ・アンドリュー	男	福島市観光コンベンショ ン協会	業務部長	観光
5		竹田 洋介	男	福島市医師会	副会長	医療
6		渡辺 正雄	男	福島市社会福祉協議会	事務局長	福祉
7		加納 武志	男	福島県宅地建物取引業 協会 福島支部	支部長	住宅
8		清水 修二	男	福島市町内会連合会	蓬萊第一 町会長	地域自治
9		佐藤 和子	女	福島市小・中学校長会協 議会	鳥川小学 校長	教育
10		許 東暁 (キョ トウギョウ)	女	福島中国伝統文化愛好 会		一般 (在住外国人)
11		キャロル・ルーズ	女	福島市役所 定住交流課	CIR	国際交流員